

○伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

平成17年3月7日条例第4号

改正

平成20年3月21日条例第10号

平成26年12月17日条例第22号

伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

(1) 複数年度にわたり契約を締結することが商慣習上一般的である物品を借り入れる契約及びこれに付随する保守業務の契約

(2) 毎年度の初日から継続的な役務の提供を受ける必要がある業務に係る契約

(長期継続契約を締結することができる期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる期間は、契約履行の準備に要する期間を除き、前条第1号の契約にあつては物品の借り入れを開始する日から5年以内と、同条第2号の契約にあつては役務の提供を受ける日から3年以内とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月17日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。